

平成30年度 第4回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成30年5月25日(金) 午前9時40分から10時40分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中原都 | | | |
| | 委員 | 小松哲也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 毎野卓実 | |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 足立陽子 | |
| | 係長 | 高多孝典 | | | |
| 3 傍聴者 | | 3名 | | | |

四 議 題

- 議案第1号 平成30年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度、短大卒業程度)の実施について
議案第2号 平成30年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(2回目))の実施について
議案第3号 平成30年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の実施について
議案第4号 平成30年度鳥取県職員採用試験(身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度)の実施について
議案第5号 人事委員会定めの一部改正(旅費の運用関係)
議案第6号 人事委員会告示の一部改正について(選考により採用する職関係)
議案第7号 選考により採用する職に係る承認について(任期付職員関係)
議案第8号 選考により採用する職に係る承認について(医療技術職)
報告第1号 職員からの苦情相談について(事案番号30年-1号)
報告第2号 職員からの苦情相談について(事案番号30年-2号)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から8号については公開、報告第1号及び2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号から議案第4号

平成30年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度、短大卒業程度)の実施、平成30年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(2回目))の実施、平成30年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の実施及び平成30年度鳥取県職員採用試験(身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

○議案第1号 平成30年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度、短大卒業程度)の実施について平成31年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	9名程度
土木	2名程度
警察行政	1名程度
公立学校栄養職員	1名程度
司書	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

一般事務、土木、警察行政：平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

公立学校栄養職員、司書：昭和58年4月2日以降に生まれた人

イ 免許等

公立学校栄養職員：栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成31年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

司書：図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する者又は平成31年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者

ウ 国籍

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察行政は日本国籍が必要。

(3) 試験日程

受 付 期 間		7月27日（金）～8月13日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月27日（金）午前9時～8月13日（月）午後5時）
第1次試験	試 験 日	9月23日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	一般事務 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 警察行政 教養試験（多肢選択式）、適性検査 土木、公立学校栄養職員、司書 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月3日（水）（予定）
第2次試験	試 験 日	一般事務、土木、公立学校栄養職員、司書 10月下旬（予定） 警察行政 10月26日（金）（予定）
	試 験 会 場	一般事務、土木、公立学校栄養職員、司書 鳥取県庁第二庁舎会議室 警察行政 鳥取県警察本部庁舎会議室
	試 験 種 目	一般事務、土木、公立学校栄養職員、司書

	人物試験（集団討論及び個別面接） 警察行政 人物試験（個別面接）、作文試験、身体検査
採用候補者発表日	一般事務、土木、公立学校栄養職員、司書 11月上旬（予定） 警察行政 11月22日（木）（予定）

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注） 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点します。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

2 広報

平成30年6月1日付の鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

○議案第2号 平成30年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について
 平成31年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

（1）試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	2名程度
警察官（女性）	1名程度
警察官（自己推薦）	3名程度

（2）受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

（3）試験日程

受付期間		7月27日（金）～8月31日（金）（消印有効） （インターネット受付：7月27日（金）午前9時～8月31日（金）午後5時）
第1次試験	試験日	9月16日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、適性検査、資格加点（警察官（男性）、警察官（女性）受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点）、アピール論文（警察官（自己推薦）受験者のみ）
	合格者発表日	10月3日（水）（予定）
次試験	試験日	11月8日（木）～11月9日（金）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁第二庁舎会議室、鳥取県警察学

	校
試験種目	人物試験（個別面接）、論文試験（警察官（自己推薦）受験者以外）、適性検査、身体検査、体力検査
採用候補者発表日	12月13日（木）（予定）

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注） 第1次試験で実施する適性検査及びアピール論文の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ判定する。）

2 広報

平成30年6月1日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

○議案第3号 平成30年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について

平成31年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	21名程度
警察官（女性）	4名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

イ 国籍要件

日本国籍を有していること。

(3) 試験日程

受付期間		7月27日（金）～8月13日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月27日（金）午前9時～8月13日（月）午後5時）
第1次試験	試験日	9月16日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、適性検査、資格加点（警察官（男性）、警察官（女性）受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点）
	合格者発表日	10月3日（水）（予定）
第2次試験	試験日	10月29日（月）～10月31日（水）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁第二庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（個別面接）、作文試験、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月22日（木）（予定）

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注） 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ判定します。）

2 広報

平成30年6月1日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

○議案第4号 平成30年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の実施について

平成31年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

(2) 募集職種・障がい種別・採用予定者数

職 種	障がい種別	採用予定者数
一般事務	身体障がい	1名程度
	精神障がい	1名程度

(3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(4) 受験資格

ア 年齢

昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

イ 国籍

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(5) 試験日程

受 付 期 間		8月24日（金）～9月10日（月）（消印有効） （インターネット受付：8月24日（金）午前9時～9月10日（月）午後5時）
第1次試験	試 験 日	10月21日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県庁講堂 米子会場：鳥取県西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月8日（木）（予定）
第2次試験	試 験 日	11月下旬（予定）
	試 験 会 場	鳥取県庁第二庁舎会議室
	試 験 種 目	人物試験（個別面接）
	採用候補者発表日	12月上旬（予定）

（注） 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

2 広報

別途受験案内を作成する。

【質 疑】

- 委 員：平成28年度の警察官Aの採用者が少なかったため、平成29年度の警察官Bの採用者が多かったとのことだが、平成28年度の警察官Aの採用が少なかったのはなぜか。
- 事務局：2次試験の面接で水準に達しない方が多く、人数が確保できなかったと聞いている。
- 委 員：警察官Aの2回目ということだが、1回目の第2次試験はやっているのか。
- 事務局：昨日第1次試験の合格発表をしたところで、第2次試験はまだである。
- 委 員：その段階で2回目を募集するということはどういうことか。
- 事務局：これまでも1回目ではなかなか充足できていない経緯があるので、結果をまってから2回目の募集するのではなく、辞退者等を考慮して早めに募集するものである。
- 委 員：公立学校栄養職員と司書は退職者の補充か。
- 事務局：欠員補充と聞いている。
- 委 員：公立学校栄養職員と司書は何名くらいおられるのか。
- 事務局：正確には承知していないが20～50人程度だと思われる。
- 委 員：なぜ聞いたかという全体数が分からないので採用できなかった場合の影響度合いが分からないため。それと、区分が違う警察官Aを警察官Bで補充するというのはいかがなものか。
- 委 員：辞退者が多く人員が確保できない状況でも警察官は確保しないといけない。将来的には人材育成で対応されるのではないか。やむを得ないところもあるのではないか。
- 委 員：人数が足りなくなると治安の問題などがあるというのは十分に分かるが、枠を分けているのにも思う。
- 事務局：辞退者が多く非常に厳しい状況である。
- 委 員：平成29年度の警察官Aの採用を増やすというのは出来なかったのか。
- 事務局：そういう方法もあったかもしれないが、警察本部の判断でこのようになっている。
- 委 員：障がい者対象試験についてだが、障がい別に分けざるを得ない理由があったということか。
- 事務局：第1次試験の合格者の障がい種別が偏る傾向で、どちらかの障がいの方が第2次試験に進めない可能性を排除できないというのが大きな理由だと思われる。
- 委 員：いろいろな障がいの方にチャンスがあるということでもいいのではないかと思う。

◇議案第5号

人事委員会規則の一部改正（旅費の運用関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり定めの一部を改正しようとするもの。

- 1 改正する定め
旅費の運用等について

- 2 改正の概要

本年度から自動車等利用にかかる通勤手当額が見直されたことを踏まえ、自動車等利用にかかる通勤手当を受給している職員が私有自動車等を利用して旅行をした場合の旅費（車賃）支給額の算定方法を見直すもの。

- 3 適用日

議決日以降に出発する旅行から適用する。

◇議案第6号

人事委員会告示の一部改正（選考により採用する職関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり告示の一部を改正しようとするもの。

1 改正する告示の名称

選考により採用する職

2 改正理由

国民健康保険制度の見直しや若年者自死対策など、翌年度の組織定数編成の検討時点の想定を上回る業務量が発生している中で、任用候補者名簿の残が無く、人員配置が十分にできていない状況である。

今後、一定の期間に業務量の増加が見込まれる業務にできるだけ早く実員の補充を行う必要があること、また、福祉行政事務という、一定程度専門性のある事務で膨大な量の事務をこなす職員の確保が必要であるが、年度中途での採用試験であり受験者が見込まれないことから、選考により採用する必要があるため。

3 施行日

平成30年5月28日

【質 疑】

委 員：ひきこもりに関する国の調査はいつやるのか。

事務局：今年の7月から10月にかけて実施される予定。

委 員：一定期間の限られた業務ということか。

事務局：業務内容としては今後も続いていくだろうが、新たな業務ができる初年度にしっかり人を配置して、後に上手く繋いでいこうとするもの。

委 員：若年者自死対策も具体的に今の時点で何かをしないといけないというより、立ち上げの時期だから人が必要ということか。

事務局：県が平成30年4月に自死対策プログラムを策定した。それに基づく対策を実施していく初年度となり、同様に最初の年にしっかり対応しようとするもの。

◇議案第7号

選考により採用する職に係る承認（任期付職員関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請のあった職

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条第1項により任期を定めて採用される者を持って補充しようとする職

2 採用予定者数

2名

3 採用予定日

平成30年8月1日

4 申請理由

国民健康保険制度の見直しや若年者自死対策など、翌年度の組織定数編成の検討時点の想定を上回る業務量が発生している中で、任用候補者名簿の残が無く、人員配置が十分にできていない状況である。

今後、一定の期間に業務量の増加が見込まれる業務にできるだけ早く実員の補充を行う必要があること、また、福祉行政事務という、一定程度専門性のある事務で膨大な量の事務をこなす職員の確保が必要であるが、年度中途での採用試験であり受験者が見込まれないことから、選考により採用する必要があるため。

5 選定方法

知事部局において選考試験を実施。

(1) 受験資格

ア 年齢要件
なし

イ 職務経験要件

民間企業（公的団体含む）等における職務経験を通算して2年以上(※)有している人※平成20年4月1日から平成30年5月31日の期間中

(2) 選定方法

- 経歴評定 提出された経歴調書に基づき、福祉行政事務への適性についての実務経験、大学、大学院等における専攻等などについて評定。
- 基礎能力試験 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、推理判断等の基礎能力についての筆記試験
- 適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
- 人物試験 個別面接による専門知識・人物についての口述試験

6 人事委員会の判断

上記の職は、年度途中の競争試験により、一定程度専門性のある事務をこなす職員の受験者確保が困難であること、また迅速な配置が求められることから、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要するもの」に該当し、かつその選定方法も適当であると判断する。

◇議案第8号

選考により採用する職に係る承認（医療技術職）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	採用理由
臨床検査技師	1名程度	・新病院に向けた体制整備のための増員
診療放射線技師	1名程度	
理学療法士	1名程度	・欠員のための補充
言語聴覚士	1名程度	
作業療法士	1名程度	

2 採用予定日
平成31年4月1日

3 選定方法
病院局において選考を実施。

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和34年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許

臨床検査技師	臨床検査技師免許を有する者（※）
診療放射線技師	診療放射線技師免許を有する者（※）
理学療法士	理学療法士免許を有する者（※）
言語聴覚士	言語聴覚士免許を有する者（※）
作業療法士	作業療法士免許を有する者（※）

（※）平成31年4月30日までに同免許を取得する見込みの者を含む。

4 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委員：人員はなかなか集まらないのか。

事務局：理学療法士は、昨年度は募集したが合格者がなかったためその分を今回募集するもの。

言語聴覚士は昨年度募集し1人採用となったが、年度末に欠員が生じたため今回募集するもの。

◇報告第1号及び第2号

職員からの苦情相談（事案番号30年－1号）及び職員からの苦情相談（事案番号30年－2号）について、事務局が一括して説明した。

六 次回人事委員会の開催

平成30年6月14日（木）午後3時から開催することとした。